

BTMU

CHINA WEEKLY



トピックス:中国の消費者物価指数(CPI)の調査及び算出の仕組み

足元、消費者物価の上昇傾向が高まる中、消費者の物価上昇実感は一段と強く、中国の実際のインフレ率が、公表された CPI データを上回っているのではないかという疑問も多く出てきています。11月9日、中国社会科学院世界経済政治研究所の徐奇淵氏が、数学モデルを使って試算した結果¹、2006-2010年の間に中国のCPIは7%も過小評価されたと指摘し、注目を集めました。

こうした中、11月10日に国家統計局都市社会経済調査司の扈曉林副司長は同局のウェブサイトで「CPIは数学モデルで試算されたものではない」との文章を発表、数学モデルは単なる分析手段であり、指数計算に直接数学モデルを使うことは適当ではないと述べ、「CPIは7%も過小評価された」という指摘について、大多数のエコノミストや学者もこれを認めていないと否定する見方を示しました。その後12月2日に扈副司長は更に「我が国の消費者物価指数(CPI)はどのように調査・算出されているか」との署名文章を発表し、中国のCPIの調査及び算出方法を明らかにしています。そこで以下、同氏の文章の要旨を纏めて説明します。

1. 内容要旨

1) 中国のCPIの構成商品—8分野、最低600種以上の商品価格が調査の対象

消費者物価指数(CPI)は都市と農村住民の家計に係る財及びサービスの価格変動を示す指標であり、中国でも、世界各国同様、住民が一定期間に消費を目的として日常的に購入し、住民生活に与える影響の大きい代表的な財とサービスの品目を抽出、その価格を調査し、指数を算出している。

指数計算に採用している財とサービスの品目は国家統計局及び地方統計部門によって確定する。現在、国家統計局は全国の都市と農村12万世帯の日常消費支出の抽出調査資料に基づき、財とサービスを「食品」、「煙草、酒及び関連用品」、「衣料」、「家庭設備及び保全サービス」、「医療保健及び個人用品」、「交通及び通信」、「レジャー、教育、文化用品及びそのサービス」、「住宅関連」の8分野に大別し、更にこれを262の基本種類に細分化しており、これらの品目は住民消費のほぼ全体をカバーしている。

中国は国土が広大で、各地方の消費習慣や消費レベルも異なっていることから、国家統計局が基本種類を確定した後、各地方はさらに地方の代表的な消費品目を「代表規格品」として複数選定し、国家統計局の審査を経て確定する。「代表規格品」は特定の産地、規格、等級、銘柄などの特徴を有する具体的な商品である。例えば、「食品」は国家統計局が統一して確定した基本種類であるが、各地は現地の実際の消費状況に従い、地方の特色ある代表的な食品品目を選ぶ。現在、北京は饅頭、ダイピン²、シャオピンなど、貴陽(貴州省の省都)はしん粉などの「代表規格品」を選定している。調査商品の数量については最低600品目としているが、大都市、小都市及び県の人口規模の相違により、大都市に対しては600品目以上と要求されている。現時点で、北京は1,429品目、貴陽は647品目の商品価格調査を実施している。全国各地の異なる「代表規格品」を全て考慮すると、中国で指数計算に採用している品目は1万品目を超えている。

尚、製品のモデルチェンジが速い工業製品に関しては、選定された「代表規格品」の代表性を保証するため、1年ごとに改定を行い、代表性を失った品目、既に市場から撤退した品目は新品目にとって代わられる。新品目は生産企業及び営業担当者の意見を聞いた上で選定され、CPI構成商品のうち、代表性を失った商品品目が存在することはない。

¹ レポートのタイトルは「数抛和主観感受：CPI是風動・是帆動」

² ダイピンは小麦粉をこねて、平たく焼いた食べ物。シャオピンは小麦粉を発酵させ、薄く伸ばし、油や塩などを塗り、適当な大きさにちぎり、円形にして焼いた食べ物。

2) 調査場所の選定—5 万ヶ所の「調査ポイント」で基礎データ収集

中国には、食品・雑貨店、百貨店、スーパー、コンビニ、専売店、ショッピングセンターなどの様々な商業施設があり、市場が至るところに広がっているため、全ての市場で価格調査を展開することは不可能であり、またその必要もないことから、一部の代表的な商業施設、市場及びサービス部門を抽出し、調査を実施している。

現在、指数計算に採用している財とサービス価格の基礎データは、全国 31 省・直轄市・自治区の 500 の調査対象地域における商業施設、市場及び病院、映画館などのサービス部門、計 5 万ヶ所の「調査ポイント」から収集されている。これらの「調査ポイント」は、主に経済調査で取得した企業データや関係機関の行政登録資料に基づき、企業の売上高、或いは経営規模別に最高から最低まで広く抽出する。その上で、各種の商業業態、規模の大小、地域の合理的な配置を考慮し、「調査ポイント」を調整する。

人口や市場構造の相違により、500 の調査対象地域から抽出される「調査ポイント」の数も異なり、大都市が多く、小都市や県は少ない。例えば、北京の「調査ポイント」は 1,454 ヶ所となっており、そのうち、各種商業施設が 621 ヶ所、市場が 41 ヶ所、サービス部門が 792 ヶ所含まれている。それに対し、貴陽の「調査ポイント」は 136 ヶ所で、そのうち、各種商業施設が 68 ヶ所、市場が 9 ヶ所、サービス部門が 59 ヶ所となっている。

3) 基礎データの収集方法—4,000 人の調査員が直接調査

「代表規格品」及び「調査ポイント」が確定した後、どのような方法によって価格資料を収集するかを決める。現在、世界各国は調査員を派遣する直接調査、電話調査、企業報告、インターネットなどを通じて基礎価格データを収集している。国家統計局は 1984 年に国务院の許可を得て、全国で直属の調査チームを設立して以降、直接調査を通じた基礎価格データの収集を継続し、現在、500 の調査対象地域に 4,000 人の調査員を派遣している。

また、データの信憑性と比較可能性を確保するため、「定人、定点、定時」の「三定原則」（即ち、ある期間に同一の調査員が同一の場所で同一の時間、同一の商品について調査すること）に基づき、調査作業を展開している。例えば、野菜の価格調査について、前回の調査時間が午前 9 時であれば、今回も 9 時でなければならない。前後の調査時間が一致していなければ、取得した価格は比較不能とされ、価格指数の計算に使えなくなる。

調査頻度については、食糧、豚肉、牛肉、羊肉など、生活に密接し価格変動が頻繁である品目は 5 日ごと、衣服、靴類、帽子、耐久消費財等の大部分の工業製品及び交通通信は月に 2~3 回調査が行われるが、水道、電気料金等の政府定価品目については 1 ヶ月に 1 回その価格を確認する。

尚、調査データの質を高めるため、国家統計局は今年初めより、50 都市で新たなデータ収集管理システムをスタートし、対象都市の調査員に携帯 CPI データ収集機器を配布した。調査員が実地調査で取得した価格データを機器に入力することで、データは即時に国家統計局に転送される。同時にこの機器は調査員の調査場所、調査時間及びデータ修正履歴を記録する機能を備えており、基礎データの真実性向上のための有力な裏付けとなる。2011 年、国家統計局は CPI データ収集機器の利用を更に拡大し、調査員に 1 人 1 台配布する予定。

4) 各品目のウエイトの算出—12 万世帯の消費支出に基づき、5 年ごとに調整

基礎データを取得した後は、単一の財・サービス品目や 262 種の基本種類に関する価格指数を算出できるが、8 分野及び全国の物価指数を算出するには、別途各品目のウエイトを算定する必要がある。品目のウエイトとは、各種類の財・サービスの消費支出が住民の消費支出全体に占める割合を指し、中国の CPI 計算に採用する商品品目のウエイトは、主に全国 12 万世帯の詳細な財・サービスの消費支出のウエイトに基づいて確定される。なお消費支出の関係資料は国家統計局が出版した統計年鑑などから調べる。現行の統計制度では、CPI 構成品目のウエイトは 5 年ごとに調整するが、経済の急成長に伴い、住民の消費構造にも急速な変化が生じていることから、国家統計局は全国 12 万世帯の毎年の消費支出の変動及びその他の資料に基づき、1 年ごとに各品目のウエイトを微調整している。

12 万の対象世帯は省ベースで抽出され、主な収入と支出データの誤差は概ね 3%以下にコントロールされている。現在、全国で 476 都市及び 883 県の農村が都市と農村の世帯調査の対象地域となっている。

この 12 万世帯は、世帯の収入と支出を出納帳に毎日記録し、調査員は毎月、この出納帳を回収し、確認・整理した後、国家統計局に提出する。国家統計局はこれらの出納帳に基づき、住民の収入と消費支出を計算する。

5) CPI の算出方法

CPI 構成品目のウェイト及び基本分類の価格指数を算出した後、8 分野及び全国の物価指数が算出できるようになる。中国の CPI の算出方法は基本的に世界各国と同じであるが、中国は全国の CPI を計算するほか、省や市及び一部の県の CPI も計算している。算出のプロセスは以下の通りである。

まず、市や県の統計部門は国家統計局が策定した「流通と消費価格調査統計制度」に基づき、同市や県の実際の消費状況に従って、同市や県の CPI を算出する。

次に、国家統計局の調査チームは管轄地域の市や県の統計部門が算出した CPI データを審査・確認し、人口と消費レベルを加重平均した上で、省（直轄市、自治区）の CPI を算出する。

最後に、国家統計局は省（直轄市、自治区）が算出した CPI データを審査・確認した後、人口と消費レベルを加重平均し、全国の CPI を算出する。

2. 当行コメント

CPI 統計データと消費者の実感とのずれについて、CPI 指数分類、ウェイト設定、CPI の算出における透明性等に問題があると指摘されている。

CPI 指数分類について言えば、現在、中国で発表されている物価指数は、総合物価指数（全国物価指数）、都市と農村の物価指数、地方の物価指数のみであり、所得層別など細かい分類がない。住民の収入格差が拡大している中、高所得層と中低所得層の消費構造が異なり、物価上昇に対する許容度も違っていることから、個々の消費者の実感と総合物価指数との間にずれが生じやすい。このため、所得層別物価指数などの細かい対応が必要であると指摘されている。

CPI 構成商品のウェイト設定について言えば、1990 年代後半まで政府負担となっていた医療、教育、住宅及び養老保険が、体制改革により現在個人負担となっており、個人支出において高い割合を占めているが、CPI におけるこれら品目のウェイトは相応に調整されておらず、特に「住宅関連」のウェイトが低いと指摘されている。現在、都会で住宅価格が高騰し、賃貸料も上がっているにも拘らず、「住宅関連」のウェイトは 13%程度で、OECD 加盟国の平均水準及びインドの水準を下回っている。

エコノミストの哈継銘氏は「中国の住宅価格はその他の多くの国と比べ高く、平均住宅価格の対年収比は 9 倍と、国際平均水準の 3~6 倍を大きく超えていることから、住宅コストが消費支出に占める比率は国際平均水準を下回るべきではない」としている。また、住宅の市場価格を利用し計算した家賃で CPI を推定した結果、ここ数年の CPI 上昇率は政府公表のデータより 0.5~1.0 ポイント高く、「住宅関連」のウェイトを引上げる必要があると指摘している。

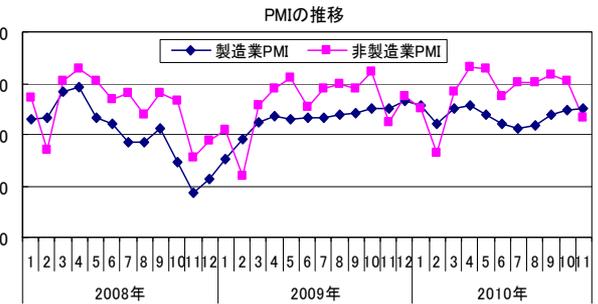
尚、これまで、国家統計局は CPI 構成品目の選定、ウェイトの設定などを公開することは少なく、学者による公式資料を利用した研究が難しかったことが様々な憶測につながっており、今後は諸外国のように、CPI 算定プロセスの透明性を高めることが期待されている。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**11月の製造業PMI指数4ヶ月連続上昇**:中国物流購買連合会の10日の発表によると、11月の製造業PMI指数は55.2(前月比+0.5ポイント)と8月以降4ヶ月連続で上昇し、2009年3月以降21ヶ月連続で景気拡大・縮小の分岐点である50を超え、製造業全体は引き続き好調であるとした。構成指数別では、新規受注指数が前月比+0.1ポイントの58.3、生産指数が同+1.4ポイントの58.5と、需給共に拡大した。一方、購買価格指数は前月比+3.6ポイントの73.5と8月以降4ヶ月連続で上昇し、2008年7月以来の最高値となり、特にゴム、石油加工、化学製品、非鉄金属等一部の製造業では80を超え、インフレ圧力が一段と高まっているという。なお、非製造業PMI指数は、前月比▲7.3ポイントの53.2となった。



(資料)中国物流購買連合会

◆**商務部 生活必需品の市場供給体制を強化**:商務部は2日、生活必需品の市場供給を強化する通知を発表した。先月20日に発表された國務院の物価安定のための緊急通知を更に具体化したもので、7項目からなる。主な内容は以下の通り:①緊急対応体制を改善し、生活必需品の品切れを防止、②重要生活必需品の地方備蓄制度を確立し、備蓄規模・品揃えを増加、③緊急供給ルート確立、緊急時の物品集散施設の選定、④備蓄機能を担う企業の管理を強化、⑤生活必需品市場の監督モニターと事前警報体制を強化、⑥生活必需品の供給情報を積極的に公開、⑦部門間の連携を強化。

【産業】

◆**工業・情報化部 セメント製造業への参入条件を厳格化**:工業・情報化部は11月16日付で、「セメント業界への参入条件」(工原[2010]第127号)を発表、2011年1月1日より実施する。国家の省エネ・排出削減、劣後技術の淘汰、構造調整の方針に基づくもので、セメント製造業への参入基準を引き上げた。具体的には、セメントクリンカーの新規生産ラインの建設を厳格にコントロールし、新型乾燥式による1人当たり年産能力が900キログラム以上の省では、原則、生産ラインの新設及び拡大を許可しない。投資が可能な企業は、中国国内で既にセメントクリンカーの生産経営に従事している企業に限るとした。また、既存のセメントメーカー間の合併と再編を奨励し、生産能力の増加を目的としない技術改造プロジェクトを支援することを明らかにした。

◆**12月化学肥料の輸出関税110%に引き上げ**:國務院関税税則委員会は12月1日~31日迄の時限措置として尿素などの化学肥料(関税番号31021000、31053000、31054000)の輸出関税に35%の暫定税率を適用、併せて75%の特別輸出関税を徴収すると通知し、輸出時の関税を合計110%まで引き上げた。輸出関税は一般的に重要な原材料等の大量輸出を制限し、国内の供給を確保する目的で徴収され、主にレアアースなどの鉱物性生産品や化学品、鉄鋼などの卑金属類に設定されているが、今回の措置も、化学肥料の供給と農産物価格の安定を目指したものとされる。なお、引き上げ後の関税率は当該品目の「需要期」(2-6月及び9月16日-10月15日)に適用されるもので、「非需要期」にあたる12月は、通常であれば輸出関税7%のみの課税となる。

【貿易・投資】

◆**来年3月まで知的財産権侵害など取締り強化**:商務部、国家新聞出版総局、工業・情報化部は11月30日記者会見を開き、今年10月から来年3月の半年に亘って行われる「知的財産権侵害と模倣品生産販売 取締りキャンペーン」について説明した。イノベーション型国家の建設と経済発展方式の転換に向けて、関連各部門の協力の下、特に①図書、音楽・映像、ソフトウェア、大口輸出商品、自動車部品、携帯電話、薬品、種子の8品目の取締り強化、②模倣品の生産販売根絶を目指した刑事処罰の強化と摘発評価制度の実施、③食品の産地・品質偽装、薬品の虚偽広告の取締り強化、④薬品、食品、自動車部品等消費者の健康・安全に関する商品の水際での摘発強化、⑤ネット上や携帯端末での映像、音楽、ゲーム等の違法コピーの取締り強化、の5項目に重点を置くとしている。キャンペーンを通じて、重大案件の一斉摘発と、長期的かつ効果的な知的財産権保護体制の確立を目指す。

【金融・為替】

◆**人民元建て国債 香港で80億元発行**:11月30日、中国政府は香港で人民元建て国債を発行した。昨年9月に次ぐ2度目の発行で、総額は80億元に上る。うち、同日発行された50億元は機関投資家向けで、期間は3種類、表面利率は3年物が1%、5年物が1.8%、10年物が2.48%となっており、購入申込総額は発行額の10倍となる500億元近くに達しているという。残りの30億元は個人投資家向けで12月20日に発行予定。期間は2年物のみの1種類で、表面利率は1.6%、半年毎の利払いとなっている。

人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY (100JPY)			前日比	EUR			金利 (1wk)	上海A株 指数		
	Open	Range	Close		Close	前日比	Close		前日比	Close	前日比		前日比		
2010.11.29	6.6750	6.6598~6.6770	6.6606	-0.0069	7.9277	-0.0133	0.8581	-0.0007	8.8525	0.0255	3.6000	3001.81	-5.59		
2010.11.30	6.6696	6.6625~6.6700	6.6670	0.0064	7.9283	0.0006	0.8582	0.0001	8.6916	-0.1609	3.6000	2953.32	-48.49		
2010.12.01	6.6684	6.6622~6.6774	6.6634	-0.0036	7.9631	0.0348	0.8580	-0.0002	8.7040	0.0124	3.3000	2956.84	3.52		
2010.12.02	6.6634	6.6575~6.6683	6.6613	-0.0021	7.9336	-0.0295	0.8574	-0.0006	8.7622	0.0582	3.1000	2977.97	21.13		
2010.12.03	6.6580	6.6567~6.6643	6.6633	0.0020	7.9665	0.0329	0.8578	0.0004	8.8165	0.0543	3.0000	2976.74	-1.23		

RMB レビュー&アウトック

先週の人民元相場は6.6750で寄り付き後、週初から6.66台~6.67台での軟調な値動きとなった。週末にかけて小幅上昇し、3日には週間高値となる6.6567まで上昇したがその後小幅反落し、結局6.6633で越週した。1日に発表された11月購買担当者指数(PMI)は55.2と10月の54.7から更に上昇し、製造業の活動の加速を示す内容となった。また、中国人民銀行金融政策委員が金融政策を来年段階的に引き締めめにシフトする見通しを示したことや、中国共産党中央政治局常務委員会が、適度に緩和的な金融政策を「穏健」スタンスに変更することを決定しており、中国当局は引き続き金融引き締め政策を継続すると考えられ、人民元相場の先高観測も高まりつつある。こうした中、14日から15日には、米中合同商業貿易委員会(JCCT)を控えており、小幅上昇する可能性があるだろう。(12月6日作成) (市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。